

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

2020 度定時評議員会議事録要旨

1. 開会場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3階 会議室
2. 開始日時 2020 年 6 月 30 日（火）15 時 00 分～17 時 00 分
3. 評議員現在数及び定足数
総数 20 名、定足数 11 名
4. 出席評議員数 14 名
（出席）安部俊朗、遠藤雅也、亀井美登里、蒲生恵美、菅いづみ、北島秀明、
橘本賢次郎、久保英明、桑崎俊昭、佐藤潔、佐藤秀隆、椎橋良太郎、
宗林さおり、成松義文
（欠席）榊原仁嗣、清水秀樹、寺島大悟、笛木正司、武藤正樹、若尾修司
（出席監事）西本恭彦、松田紘一郎
（出席理事）下田智久
5. 議 案 第 1 号議案 2019 年度事業報告（案）に関する件
第 2 号議案 2019 年度収支決算（案）に関する件
第 3 号議案 監事監査報告
第 4 号議案 理事の選任について
第 5 号議案 定款の改正（案）について
第 6 号議案 役員並びに評議員の報酬等に関する規程 別表第 2 の改定（案）
について
報 告
・特定保健用食品公正取引協議会の進捗状況について
・「詳説 機能性表示食品制度」の発刊について
・その他
6. 議 事
（1）開会宣言・定足数の確認
議長から開会宣言があり、議長の要請により、事務局長から定足数の充足の報告があつた。
（2）議事録署名人選任
議事録署名人として、蒲生評議員、菅評議員の 2 名が選任された。
（3）議案の審議状況及び議決結果
第 1 号議案 2019 年度事業報告（案）に関する件
第 2 号議案 2019 年度収支決算（案）に関する件

議長の求めに応じて、総務部長より第 1 号議案 2019 年度事業報告（案）、事務局長より第 2 号議案 2019 年度収支決算（案）に関する件について併せて資料に基づき説明があった。

2019 年度事業報告（案）に関する件について

総務部関係は、主な点として公益財団法人としての機関(理事会、評議員会)運営に関する業務及び内閣府への報告・届出業務、会計・経理業務、庶務、施設管理に関する業務の他、九州支部の運営支援を行った。併せて収益事業として協会施設の賃貸業務、及び関係団体の事務代行業務等を実施した。将来的な協会組織づくりに向けて、会員・会費体系の変更に関する検討委員会を設置し検討会を 3 回行った結果、まずは 2020 年度から新たに会員にとってメリットとなる事業の展開と協会の体制強化を図るとともに、会員入会時の負担軽減策として準会員制度を導入し新規会員の獲得活動を行いながら、ゆくゆくは現在の所属部制による会員体系を見直し、会員事業者の規模による会費体系に移行して全ての会員が協会事業に同様に参加できるような仕組みを段階的に構築することとなった。

健康食品部関係については、主な点として、認定健康食品（J H F A）マークに関する事業については、現行の規格基準型に基づく認定健康食品（J H F A）マーク表示許可制度に、個別審査型 J H F A 制度を導入する準備を進め、保健機能食品や現行 J H F A の規格基準に該当しない製品に対して、製品品質を審査して認定を与えることを目的として、個別審査型 J H F A 制度の具体的な検討を行い、2020 年度に受付を開始する体制がほぼ整った。GMP 製造所認定等に関する事業については、既存の業務に加えて、消費者向け GMP 製品マークの普及活動の実施、「これからの GMP を考える会」の開催、日健栄協セミナーの計画等を行った。A C C P 導入手引書の普及啓発として「H A C C P 導入手引書説明会」及び「H A C C P 導入手引書活用セミナー」を開催した。また、健康食品の安全性向上に向けた事業者向け相談事業として 2019 年度から、事業者に専門的なアドバイスを行なう相談窓口を開設し、事業者による健康食品の安全性確保の取組みを支援した。

機能性食品部関係については、主な点として、機能性表示食品制度に関する事業者支援として、分野別専門相談について対応した。また、届出資料事前点検については、3 件の点検を行った。研究レビュー（SR）に関しては、事業者からの依頼が 1 件と、農研機構からの依頼で 5 件、届出資料検討部会においては、2016 年 3 月に刊行した届出資料作成の手引書の改定版を刊行した。機能性表示食品広告部会では、予備審査を実施後、機能性表示食品広告審査会を実施した。また、機能性関与成分の届出後の分析実施状況の公表に関して、協会独自の分析データ

ベースをホームページ上に新設し、2019 年度は 9 社の分析データ実施状況を公表した。更に、中小企業向けの支援として、全国各地に出向いて行う説明会・相談会を 2 回実施した。

特定保健用食品部関係については、事業計画に沿って従来通り進捗したが、2020年1月以降はコロナウィルス感染対応に伴い専門部会会議の開催中止、特定保健用食品講習会も2020年3月の開催は延期となった。主な点として、疾病リスク低減表示の拡充に向けた取り組みに関連し、消費者庁の「疾病リスクの低減に関する表示に係る調査事業」を受託し、2019年8月より調査作業を開始し、2020年3月末に報告書を提出した。

栄養食品部関係については、ほぼ事業計画通りに進捗したが、主な点として、当協会から消費者庁に対する要望活動の成果により、関連通知の全部改正が行われ、①総合栄養食品の許可基準見直し、②とろみ調整用食品の規格試験見直し、③病者用組合せ食品の新規規格基準が導入され、申請環境が改善された。また、申請支援事業である「個別申請相談」、「申請書チェック」に加え、2019 年 11 月に「とろみ調整用食品申請プロジェクト」を立ち上げ申請希望企業を支援した。また研究会活動については、新たに個別評価型病者用食品分科会を立ち上げ参加企業と協議した。

学術情報部関係については、学術誌については、投稿数、掲載数が少ない状況が続いている。健康食品相談業務、食品保健指導士の養成にかかる事業については、ほぼ計画通りに進めることができた。

渉外広報室関係については、概ね事業計画通り、情報の提供、普及啓発活動を行った。主な点として、「新協会マーク」を会員・賛助会員、会員外の事業者、マスコミ関係及び一般消費者に広報し、「日本健康・栄養食品協会」の認知度を高めるための広報活動を積極的に行った。

2019 年度収支決算（案）に関する件について

経常収益については、前年度対比 1,141 万円余の増加となった。主な増減は、「受取入会金」が入会が 17 社あり増額、「安全性自主点検認証事業収益」が更新の対象となるものが多い年度だったことによる増額、また、消費者庁から受託した「疾病リスクの低減に関する表示に係る調査研究事業」があったこと等から「業務受託収益」の増額、「機能性評価関連事業収益」が研究レビューを 6 件行った

ことによる増額となっている。

経常費用では、前年度対比 856 万円余の増加となり、主な増減は、「給与手当」、「臨時雇用賃金」と管理費が、人員補強のための出向者を増員したことにより増額、また、「印刷製本費」が「機能性表示食品届出手引書」を作成したことにより増額となっている。他、人件費以外はほぼ前年度どおりの執行となっている。

これらの結果、2019 年度は当期経常増減額が 75 万円余となった。経常外増減の部は該当するものがなかったため、当期正味財産増減額も 75 万円余の減となっている。

また、財務 3 基準である「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」については、公 1 事業、公 2 事業、公 3 事業および公益目的事業合計において全てマイナスとなっており、公益目的事業比率は約 86%で、すべて基準を満たしているとのことであった。

第 3 号議案 監事監査報告

引続き、議長の求めに応じて、続いて 2019 年度の監事監査として、去る 5 月 21 日（木）に、西本恭彦監事と松田紘一郎監事の 2 名が定款第 33 条第 2 項の規定に基づき、事務局から事業報告を受け、財産の状況、会計帳簿等の調査を行った結果、事業報告は法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しており、会計帳簿等は記載すべき事項を正しく記載し計算書類の記載と合致し法令及び定款に従い損益及び財産の状況を正しく示しているものと認められ、理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められなかったとの監事監査報告が、松田紘一郎監事よりなされた。

本案に関して、次の質疑応答があった。

評議員： 特定保健用食品部関係で P. 16 消費者庁「疾病リスクの低減に関する表示に係る調査事業」で、疾病リスクの低減に関する表示に係る新たな保健の用途という言い方があるが、この言葉で皆さん分かるのか。

部長： 特保の保健の用途の種類を表す用語として使われている。

評議員： 特定保健用食品部関係で P. 16 消費者庁「疾病リスクの低減に関する表示に係る調査事業」について差し支えない範囲で内容を説明してもらいたい。

部長： 「疾病リスクの低減に関する表示に係る調査事業」について 3 月末までに消費者庁に報告した。海外、欧米諸国の制度の概要、許可表示にはどのようなものがあるのか、科学的根拠はどのようなになっているの

かについて具体的な論文を明らかにするという膨大な調査作業だった。まだ、報告書は公開されていない。調査事業では検討会ということで、専門家の先生方に入っていただき、疾病リスクの低減を拡張していく可能性はあるかについて、また、事業者側の課題も展開しながら今後の論点を検討した。

評議員： 渉外広報室関係で、P. 22 にメディア懇談会の開催をしたとのことであるが、記者からの厳しい指摘等、何か話題になるようなことはあったのか。

室長： メディア懇談会では、協会の新規事業についての報告と協会からの情報発信等の報告を行った。特に厳しい質問や指摘はなかった。

事務局長： 協会がメディア懇談会で気を付けていることは、事業の内容について、業界誌でない一般誌の方によくわかっていただき、国民に上手く伝えてもらいたいということ。また、業界紙の方には協会の事業を理解していただいた上で、いろいろなところから入ってくる情報について、理事長以下、各部長等で様々な意見交換をしていきたいと考えている。

本議案について意見を求めたところ、他に特段の意見もなく原案通り出席評議員全員一致で了承された。

第 4 号議案 理事の選任について

議長の求めに応じて、総務部長から選出手順及び推薦・選任基準等について、資料に基づき説明があった。

続いて議長より 6 月 25 日開催の役員候補者選出委員会の説明があった。

説明によると、役員候補選出委員 5 名で理事候補者名簿案に基づき検討した結果、基本的には、役員候補選出委員会としては理事候補者名簿案通りで了承だが、いくつか指摘する点があった。まず、再任の理事候補者の中に理事会への出席率が低い方が数人見られた。この方々に、理事会への参画意識を確認したところ、参画意識はあるのだが、会社が遠隔地であったり、組織の代表者という立場であったりするため、出席することが中々難しかったということであった。この点については、今後の理事会運営において、一概に出席率だけで判断するのではなく、他の方法での参画、例えば事前の意見聴取とかテレビやリモート会議を併用する等の方策を講じて参画してもらうように検討してもらいたい。また、前回の理事改選時の役員候補選出委員会でも意見が出されたが、理事会の構成において女性の人数が少ないので、今後、増員するべく検討してもらいたい。さらに、理事会に消費者の声を反映させるため、消費者を代表する理事の増員をしてもらいたい。これらの点について、今

後、方策を講じてもらうことで、役員候補選出委員会として了承した結果であるということであった。

引続き、総務部長から理事候補者名簿についての説明があった。

理事候補者 24 名、内訳として、団体推薦 12 名、協会推薦 12 名（学識 7 名、会員 4 名、消費者代表 1 名）、退任は 5 名とのことであった。

説明の後、議長が 24 名の理事候補者を理事として承認してよろしいか諮ったところ、全員に了承され、原案通り出席評議員全員一致で 24 名の理事が選任された。

選任された理事は次の通り。

（再任理事 18 名）

鈴木信二、大野泰雄、吉田武美、清水 誠、阿南久、駒村純一、森 伸夫、矢頭徹、関口洋一、平野宏一、山田英生、中村 靖、板波英一郎、小杉哲平、橋本雅男、泉澤勝弘、武原正明、脇坂真司

（新任理事 6 名）

多屋馨子（国立感染症研究所 感染症疫学センター 第三室長）

矢島鉄也（元厚生労働省 健康局長）

青山 充（公益財団法人日本健康・栄養食品協会 事務局長）

沖田定喜（サントリーウエルネス株式会社 品質部 専任部長）

又平芳春（三生医薬株式会社 取締役専務執行役員）

原 英郎（株式会社ユニアル 常務取締役）

理事の任期は選任された日から 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで。

なお、任期満了による理事退任者 5 名は次のとおり。

下田智久、宮崎修一、折井雅子、石原健夫、臼杵孝一

第 5 号議案 定款の改正（案）について

議長の求めに応じて、総務部長から定款の改正（案）について資料に基づき説明があった。

現在、副理事長は 2 名体制で運営してきているが、今後は新規会員の獲得活動、協会事業サービス実施、及び会費体系見直し等、様々な中期的課題に取り組む必要があるため、選定できる副理事長の人数を 2 名以内から 3 名以内へ、それに伴い常務理事の人数を 3 名以内から 2 名以内と改正したい。また、事務局長より、この協会は公益財団になる前は、副理事長は 3 名であったが、公益財団に移行したときに 2 名となっていた。総務部長からも説明があったように、現在、会費体系の見直しや会員の増員、様々な事業の取組等、業務が多様になってきていること、また、この度、理事長が交代となるので、それを支えて行く体制を作るということで副理事長を 3 名とし、フレキシブルに協会事業を進めていきたいというものであった。

本議案について意見を求めたところ、他に特段の意見もなく原案通り出席評議員全員一致で了承された。

第 6 号議案 役員並びに評議員の報酬等に関する規程別表第 2 の改定（案）について

議長の求めに応じて、総務部長から役員並びに評議員の報酬等に関する規程別表第 2 の改定（案）について説明があった。

説明によると、この度の改定は、役員並びに評議員の報酬等に関する規程の別表第 2 の非常勤役員の報酬の部分で、現在、非常勤理事が理事会出席以外の協会運営等に関する業務を行った場合は、別途、理事長が報酬を支給することができる。ただし、その額は、毎年度の総額が 200 万円を超えないものとし、非常勤理事への依頼業務及びその報酬額について理事会に報告することとされている。ここのところ協会事業において、非常勤の理事の方々には各種の委員会での審議や協会業務を依頼することが多くなってきたおり、支給額が総額 200 万円を超えることが予想されるため総額を 300 万円に改定したいというものである。

本議案について意見を求めたところ、他に特段の意見もなく原案通り出席評議員全員一致で了承された。

報 告

・特定保健用食品公正取引協議会の進捗状況について（事務局長）

規約及び施行規則については、6 月 9 日付で、消費者庁長官及び公正取引委員会より認定・承認を受け、6 月 24 日に、「特定保健用食品の表示に関する公正競争規約」として官報告示がされた。「規約運用基準」、「協議会運営要綱」、「公正マーク使用細則」については、6 月末の告示を目指して行政当局と細部の詰め作業を行っている。一方で会員募集に入っており、設立総会は 8 月 27 日を予定。なお、広告表示についての適用は、数か月の猶予期間を設けることとする。

・「詳説 機能性表示食品制度」の発刊について

最後に、今期限りで退任となった下田理事長より退任の挨拶があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、17 時 00 分、議長は閉会を宣言し、解散した。